

(平成23年11月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

3 件

国民年金関係

3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 1 月から平成 2 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月から平成 2 年 12 月まで

私は、20 歳のときに国民年金の加入手続を行って、国民年金保険料を毎月納付していた。随分昔のことで、当時の記憶は定かでなく、引っ越しや転職などで領収書等も残っていないが、申立期間の国民年金保険料は確かに納付していた記憶がある。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を郵便局で毎月納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の資格取得日等調査により、平成 5 年 1 月頃に払い出されているものと推認され、申立人はこの頃、国民年金の加入手続を行い、20 歳に到達した昭和 62 年*月*日に遡って被保険者の資格を取得したものと考えられることから、申立期間当時において、申立人は国民年金に加入しておらず、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関する記憶が曖昧であり、国民年金の加入状況及び申立期間に係る保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 2 月から 60 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 2 月から 60 年 3 月まで

私は、20 歳になった時から、国民年金と国民健康保険の保険料を一緒に、毎月納付していた。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳となった昭和 48 年*月から毎月国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出補助簿により、60 年 9 月以降に払い出されているものと推認される上、オンライン記録には、「シヨクケンテキヨウ」と記録されていることから、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者について調査を行ったところ、申立人と同時期に払い出された被保険者の大部分が職権による資格取得者であることが確認でき、それ以前に申立人が国民年金に加入していた形跡は見当たらない。

また、申立人は、「時期は不明であるが、A 市役所の男性職員から電話があり、『手続きをしないと将来年金がもらえなくなる。』と言われたが、手続きは行わなかった。」と申述していることを踏まえると、国民年金未加入者を対象とした A 市の電話による加入勧奨に対して、申立人が手続きを行わなかったため、昭和 60 年 9 月以降に同市が職権による資格取得を行ったと考えるのが自然であり、申立人の主張と相違するほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、同一市町村で 12 年の長期間にわたり、あらゆる納付場所で納付していたとする国民年金保険料が全く記録されていないとは考え難い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から44年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から44年11月まで
大家のA氏に勧められ国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料をA氏に納付していたのに、申立期間が未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者であり、申立期間については、国民年金の任意加入対象期間であることから、制度上、国民年金の加入時点から被保険者資格を遡及して取得することはできないところ、申立人が所持する昭和44年12月16日発行の国民年金手帳において、資格取得年月日は当該発行日と同日、種別は任意となっており、昭和44年度国民年金印紙検認記録の4月から11月までの欄は斜線が引かれていることが確認でき、これらの取扱いは制度上の取扱いと合致している上、申立人が所持する他の2冊の年金手帳についても資格取得年月日は上述の手帳と一致する昭和44年12月16日となっており、申立期間は資格取得日以前の期間となることから、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。